

明石市道路構造の技術的基準等を定める条例施行規則

平成 25 年 3 月 29 日規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、明石市道路構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年条例第 32 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「植樹ます」とは、主として並木を植栽するために、歩道、自転車道及び自転車歩行者道の一部に縁石等で区画して設けられる植栽地をいう。

2 前項に定めるほか、この規則において使用する用語の意義は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）において使用する用語の例による。

(市が料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場の標識の表示基準)

第 3 条 条例第 2 条の規定により市長が設ける自動車駐車場又は自転車駐車場の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、自動車駐車場又は自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(市道の構造の技術的基準)

第 4 条 条例第 3 条に規定する市道の新設又は改築を行う者が適合させるべき市道の構造の技術的基準は、次条に定めるほか、道路構造令第 41 条第 2 項に定める基準をもってその基準とする。この場合において、同令第 10 条の 2 第 3 項及び同令第 11 条第 4 項中「1.5メートル」とあるのは「1.5メートル（植樹ますにより並木を植栽する場合は、植樹ますの幅員の値。ただし、植樹ますに踏圧防止板等が設置されている場合は、並木の植栽状況等を勘案して通行に支障を及ぼさないと認められる部分の幅員を植樹ますの幅員から減じた値。）を標準とした値」と、同令第 11 条の 4 第 1 項ただし書中「地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。」とあるのは「沿道の土地利用及び交通の状況等を勘案して良好な道路交通環境の整備若しくは沿

道における良好な生活環境の確保に支障がないと認められる場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。この場合においては、植樹帯の設置に代えて、道路緑化のために植樹ますを設置することができるものとする。」と読み替えるものとする。

(市道に設ける道路標識の寸法)

第5条 条例第4条に規定する市道に設ける道路標識の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。)に規定する道路標識(案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標識の柱の部分を除く。))のうち市道に関するものに限る。)の寸法のとおりとする。この場合において、標識令別表第2備考一(五)2中「これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。」とあるのは「これを1.25倍、1.5倍、2倍、2.5倍若しくは3倍にそれぞれ拡大すること又は文字の縦寸法若しくは横寸法を5分の4まで縮小することができる。」と読み替えるものとする。

(移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準)

第6条 条例第5条に規定する移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準(以下「市道の移動等円滑化基準」という。)は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号。以下「移動等円滑化のための特定道路構造令」という。)に定める基準をもってその基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、市道の移動等円滑化基準は、福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)第13条第1項に規定する特定施設整備基準(以下「特定施設整備基準」という。)が移動等円滑化のための特定道路構造令で定める基準を上回る部分については、特定施設整備基準に定める基準をもってその基準とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。